

平成30年

目黒区教育委員会

第12回定例会会議録

(平成30年4月3日開催)

第12回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成30年4月3日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	後藤 幸子
	教育委員会委員	櫻井 道雄

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	和田 信之
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	鹿戸 健太
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	増田 武

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- |      |      |                                                          |
|------|------|----------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 報告事項 | 平成30年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について(案)                 |
| 日程第2 | 報告事項 | 東京都小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究事業への協力について |
| 日程第3 | 報告事項 | 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の平成29年度実施状況及び平成30年度実施予定について           |

資料配布

- ・目黒区外国語教育モデルカリキュラム
- ・平成30年度研究指定校等の状況について【訂正】
- ・通常の学級における個別指導の内容・方法に関する指導資料

(午前9時開会)

- 教育長 第12回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は、中山委員です。それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 平成30年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について(案)(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等ございませんか。
- 教育長 3ページの弁当・水筒の持参ですけれども、東日本大震災以降、7年が経過しましたが、おおむねどれぐらいの数の児童・生徒が弁当を持参しているのか、どれぐらいの児童・生徒が水筒を持参しているのでしょうか。
- 説明員 各学校に2名から5、6名程度、牛乳を飲まない、水道水も飲まない、お弁当を持参という方も中にはいらっしゃいます。一部の学校では、全校の3割近くが自己判断で牛乳を飲まないといった学校もございます。
- 教育長 お弁当を持ってきている児童・生徒の数というのは把握していますか。
- 説明員 昨年末の調査ですけれども、弁当持参は小学校で2名把握しています。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程2を議題とします。

(日程第2 東京都小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究事業への協力について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等ございませんか。
- 委員 聞き漏らしましたが、一番多く進学している学校とはどこですか。
- 説明員 東京都立港特別支援学校でございます。

○委員 先ほどの説明では、菅刈小学校から東京都立港特別支援学校に進学しているということですが、中学校はどのようになっているのでしょうか。

○説明員 失礼いたしました。東京都立港特別支援学校に行く生徒が多いのが大鳥中学校でございまして、大鳥中学校の特別支援学級に一番多く進学しているのが、菅刈小学校の特別支援学級の児童ということでございます。

○教育長 もう少し視野を広げれば、幼児教育の段階から一貫した教育課程を組んでいくことが本来だと思うのですがけれども、東京都教育委員会の守備範囲からすると、区立の幼稚園、こども園は、特別区人事・厚生事務組合の所管になっているので、入っていないわけですがけれども、本来的にはそこからだと私は思っています。これは意見です。

○教育長 その他何かございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の平成29年度実施状況及び平成30年度実施予定について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

○委員 目的のところ、説明を聞いて確認できましたけれども、誰が法的な助言を行うのか主語が抜けているので、弁護士が行うということを入れないと、疑問が生じるので入れた方がいいと思います。

3ページ以降の実施状況の表ですが、相談者、相談会場、対応者ということですが、この対応者がわかりづらく、最初に見たときに、小学校の校長先生が相談に対応すると思ってしまう。事後的な対応とか、明確になるように記載した方がいいと思います。

○説明員 失礼いたしました。今後作成する資料につきましては、わかりやすい表記といたします。

○委員 ここに日程が書かれていますが、この日程以外、例えば緊急の案件などに対しては、どう対応しているのでしょうか。

○説明員 弁護士の予定を確認し、ご都合をつけていただけるようであれ

ば、緊急対応ということで、相談を実施している状況です。

○教育長       この法律相談は、障害者差別解消法の合理的配慮に関連した相談だけをここに載せているという理解でよろしいですか。

○説明員       学校側から相談予約を伺うときに、その要因、背景に特別な支援を要する児童・生徒の指導の問題もかかわっているのではないかという視点をもって広く承る姿勢であります。また、例えば、特別な支援を要する児童の指導についての何らかの相談が学校からあり、法律の専門家の意見、助言を伺いたいという場合もございますので、法律相談の時間をできるだけ有効活用させていただいています。

○教育長       その他ご質問等ございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。

資料配布

- ・目黒区外国語教育モデルカリキュラム
- ・平成30年度研究指定校等の状況について【訂正】
- ・通常の学級における個別指導の内容・方法に関する指導資料

○教育長       その他何かございますか。  
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前9時26分閉会)